

「女性にコンフォートなまち」に向けた市民共創型イベント企画・運営業務委託 プロポーザル実施説明書

1 業務内容等

- (1) 名 称 「女性にコンフォートなまち」に向けた市民共創型イベント企画・運営業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (3) 目的・業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり

2 事業者選定

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとし、審査委員会による審査を行う。

審査会に参加する事業者は、以下の要領で「企画提案書」及び「見積書」等を提出する。

審査委員会は、「企画提案書」及び「見積書」等の内容を審査し、提案事業者の中から1社を受託候補者として特定する。

3 本事業予算額 9,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 参加資格

(1) 次の各号のいずれにも該当する者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書提出期限日時点において、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- ウ 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でないこと。
- オ 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- カ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(2) 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- ア 前項に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなったとき
- イ 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- ウ 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- エ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等があったとき

5 実施スケジュール

項 目	日 時
質問書受付期間	令和7年11月4日（火）～11月7日（金）17時
質問書への回答（予定）	令和7年11月10日（月）
参加表明書提出期限	令和7年11月13日（木）17時
提案書・見積書等提出期限	令和7年11月20日（木）
審査会（書面審査）予定期間	令和7年11月21日（金）～11月27日（木）
受託候補者決定	令和7年11月28日（金）

※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

※説明会は実施しない。

6 質問の受付・回答

企画提案書の作成等について質問がある場合は、質問書（様式1）に記入の上、提出すること。

（1）質問書の提出期限

令和7年11月7日（金）17時まで

（2）提出方法・提出先

電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名を【貴社名_質問書】とすること。

提出先は、後述の「14 事業所管課」のとおり。

（3）質問に対する回答予定日・回答方法

令和7年11月10日（月）

質問者名を伏せた上で、北九州市ホームページの本実施説明書掲載ページ内に掲載する。

7 参加表明書

参加希望者は、参加表明書（様式2）に記入の上、提出すること。

添付書類として、会社（団体）概要（様式3）と共同申請者一覧（様式4／該当する場合のみ）の提出をすること。

（1）参加表明書等の提出期限

令和7年11月13日（木）17時まで

（2）提出方法・提出先

電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名を【貴社名_参加表明書】とすること。

提出先は、後述の「14 事業所管課」のとおり。

8 企画提案書・見積書

参加希望者は、以下のとおり書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

（1）提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 5 のとおり）

イ これまでの関連・類似業務の実績（様式 6 のとおり）

過去 5 年度（令和 2 年度～ 6 年度）内に、本件業務に類似した業務の実績がある場合は提出すること。

ウ 企画提案書（様式自由）

A 4 横、片面刷り、上限 1 5 枚、左綴じを基本とする。また、提案書にはカバー等をせず、ステープル止めで提出すること。

エ 見積書（様式自由）

見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を合計した金額）。明細については、役割別の人件費や調査費用、項目や数量等が明確に分かるよう記載すること。

※見積額が予算を超えている場合、失格とする。

（２）提出方法等について

ア 提出方法

下記の 2 つの方法で提出すること。

（Ａ）書面

上記（１）ア～エの提出書類については、６部提出することとし、１部は原本（社名、代表者印入り）、残り５部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出（郵送又は持参）すること。

※郵送の場合は書留郵便で、前述の提出期限必着のこと。

（Ｂ）データ

P D F 形式とし、電子メールにて提出すること。直接添付もしくはオンラインストレージ等の利用も可とする。（前述の提出期限必着）

その際、電子メールの件名を【貴社名_企画提案書】とし、ファイル名を【貴社名_様式名（社名あり）】、【貴社名_様式名（社名なし）】のように区別すること。

提出先は、後述の「１４ 事業所管課」のとおり。

イ 提出期限

令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木） 1 7 時まで

※持参による提出の場合、平日の 9 時から 1 7 時までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切行わない。

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

（３）企画提案書の記載内容

図や表などを用いて、わかりやすく簡潔に記載すること。記載する内容は、「８ 企画提案書の記載事項について」のとおり。

８ 企画提案書の記載事項について

企画提案書に記載する内容は、以下項目を含めること。

- ① イベントタイトル、サブテーマ等、イベント全体のコンセプトや方向性
(参加者の交流促進の手法、市民女性との共創型イベントとするための工夫を明記すること)
- ② ターゲット層の設定、開催形式
- ③ ステージイベント、ブース出展などのコンテンツ内容
- ④ 実施体制の内容(当日の詳細レイアウト、タイムスケジュールは求めない)
- ⑤ 広報・集客の手法

9 審査方法

審査は、北九州市が設置する審査委員会において、提出された企画提案書に基づいて総合的な評価を行い、受託候補者を選定する。

(1) 審査会(書面審査) 予定期間

令和7年11月21日(金)～11月27日(木)

(2) 方法

書面審査

(3) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、別紙「評価基準表」による。

なお、参加者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、審査委員会の全構成員の評価点の平均点が60点未満(100点満点)の場合は、選定しないものとする。

また、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査基準において定めた最重要項目、重要項目の順に、評価点数が高いことによって決定する。

10 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- (2) 当該提案者の順位及び点数
- (3) 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

11 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- (4) 審査委員会の委員の氏名及び職名(職業)
- (5) 審査委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

1 2 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、公募型プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者は改めて見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査の上、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) 受託候補者が「4（2）参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

1 3 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 本件プロポーザルに係る配布資料は、応募に係る以外の目的で使用しないこと。
- (3) 企画提案書を提出した後は、実施要項、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 北九州市情報公開条例の規定に基づき、本件プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求がなされた場合は、提出書類を公開することがある。
- (5) 参加表明書の提出後、企画提案を希望しない場合は、辞退することを可能とする。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで辞退届（様式7）を提出すること。

1 4 事業所管課

北九州市政策局 WomanWill 推進室（本庁舎8階）

担当：中島、中江

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2209

FAX：093-582-2624

メールアドレス：seisaku-womanwill@city.kitakyushu.lg.jp